

## 保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

委員長 石原 幸喜

副委員長 濱岡 直彦

石田 謙治 各務 剛児 川合 雅和 小塚 将樹

藤沢 茂 伏見 典郎

### 編集後記

今年7月に起きた西日本豪雨災害の際には、緊急に災害廃棄物仮置場の選別作業を関係会員様にお願いしたところ、猛暑にもかかわらず7月13日から15日まで延べ56名の方々に協力していただきました。とりわけ、重機を運搬して駆けつけてきていただいた(有)正村工建、(株)國本起業、(株)フィルテック、(株)ライム、(株)大地、丸石(株)様、貴重な資機材を提供していただき、誠にありがとうございました。

現在、市町村との災害廃棄物協定に向けて災害廃棄物処理支援部会の皆様と協議を重ねているところですが、仮置場での作業活動に実際に関わることが出来ましたので、この体験を今後活かしていきたいと思っている次第です。

さて、9月6日に北海道胆振東部地震(最大震度7)が発生しました。今後、復興に向けて住宅を始め治山、道路、河川、港湾等の整備が行われていくこととなりますが、それにはまず用地の確保が必要となります。

共有地名義で相続登記がされないままになっている土地がありますと、一体誰が所有者なのか困ることがあります。例えば、山林等で共有名義の登記がされている場合に、相続登記がされていないため相続人等関係者が百名以上に上り、うち数名は海外に渡航して行方不明であるといったこともあります。

こういった場合に対処するため土地収用法という法律が用意されていますが、事業認定、収用裁決申請、収用委員会の審理・裁決、法務局への保証金供託、所有権移転登記といった手続きが必要で時間と費用がかなりかかります。

少子高齢化時代を迎え、今後こうした土地が益々増えることが予想されることから「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」が6月6日に参議院で可決され成立しました(平成31年6月から全面施行)。この法律は、不動産登記簿で所有者を探索しても、その所有者の全部又は一部を確認することができない一筆の土地について、道路、学校や地域住民の利便性の高い教養文化施設等が計画されている場合に、事業者が県知事に裁定申請を行って裁定してもらい所有権若しくは期間10年の利用権(更新は、再度裁定申請することで可能)を設定することができるという制度です。無論、土地の評価額相当の損失保障額を法務局に供託しなければなりません。それでも、従来の土地収用法を活用する方法に比べれば、人手間がかからず短時間で土地を取得することができるというメリットがあります。

加えて、農地においても所有者不明農地を自治体の裁定により第三者に貸し出しすることができる制度を農林水産省が中心となって検討しています。

こうした所有者不明土地は全国に約410万ヘクタールあり、九州の面積に匹敵するとのことです。また、経済損失は、年間約1,800億円と産業廃棄物処理業界でいうと大手処理業者上位10社の2014年度における売上額合計に匹敵します。

今回の特別措置法の制定により、少しでもこうした経済ロスがなくなり、災害時におけるインフラ整備を始め、災害廃棄物処理施設や住宅確保対策等の復旧事業がスムーズに出来るようになることを願っています。

記 事務局

平成30年10月15日発行 第116号

編集発行 一般社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 粥川 長司

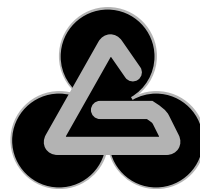
〒500-8384 岐阜市藪田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozen.jp>

E-mail info@gifu-hozen.jp

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク